

第25回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：令和2年6月30日(火) 午後2時30分～午後4時00分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 会議室「千鳥・海鷗」

3 出席者

(1) 委員

石河勲委員、井原真吾委員、片桐美和子委員、栗原春江委員、下井康史委員、立花幸司委員、中村直人委員、藤村剛委員、本澤陽一委員

(2) 事務局

宮本総務部長、山崎市政情報室長、高橋同室主査
山崎同室主任主事、君島同室主任主事

(3) 実施機関

(政策調整課) 塚田課長補佐、金山主査
(健康保険課) 中田課長補佐、平昭主査、新井主査、宮崎主査
(情報システム課) 山中主査
(業務改革推進課) 佐藤課長補佐、山崎主査、高橋主任主事、天貝主任主事

4 議 題

議 事

- (1) 会長及び副会長の選任
- (2) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問
【個人情報保護に関する重要事項について（特定個人情報保護評価の再実施）】
- (3) 特定個人情報保護評価部会の委員の選任

報 告

- (1) 国等との通信回線による電子計算機の結合について（意見）に対する報告
- (2) 令和元年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

5 議題の概要

議 事

- (1) 会長及び副会長の選任
会長に本澤委員、副会長に下井委員が選任された。
- (2) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問
事務局から特定個人情報保護評価の制度概要の説明の後、実施機関から特定個人情報

報保護評価の対象となる事務の全項目評価書についての説明を受け、質疑応答を行った。

(3) 特定個人情報保護評価部会の委員の選任

本澤会長の他に、本澤会長の指名により、井原委員、中村委員が選任された。

報 告

(1) 国等との通信回線による電子計算機の結合について（意見）に対する報告

実施機関から、八千代市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく手続の履行状況について、報告があった。

(2) 令和元年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

事務局から、令和元年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況について、報告があった。

6 会議経過

(山崎市政情報室長) それでは、定刻となりましたので、ただいまから第25回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。

皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染防止のため、マスク着用のほか、咳エチケットへのご協力をよろしくお願いいたします。委員の皆様には大変お忙しい中、また、天候も悪い中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私、進行を務めさせていただきます市政情報室長の山崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は、事前に皆様にご案内してございますとおり、公開の会議として開催しております。傍聴される方は、お渡ししております傍聴等要領に従って傍聴するようお願い申し上げます。

さて、本日の審議会は、本年4月1日付で委員をお願いいたしました皆さんにおきまして初めての審議会となっております。これから2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、委員の皆様及び事務局の職員を紹介させていただきます。

(委員紹介)

(山崎市政情報室長) 次に、事務局職員を紹介させていただきます。

(職員紹介)

(山崎市政情報室長) なお、総務局長の山田は、本日、所用のため欠席させていただいております。ご了承願います。紹介は以上でございます。

ここで総務部長の宮本より一言ご挨拶申し上げます。

(宮本総務部長) それでは、改めまして、本年4月に総務部長に着任いたしました宮本

でございます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、ご多用中の中、情報公開・個人情報保護審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本来であれば、総務局長の山田のほうからご挨拶を申し上げるところでございますが、本日、所用により欠席となっておりますので、会議の開催に当たりまして、私のほうから一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本年は初頭から新型コロナウイルス、こちらが猛威を振るっておりまして、日本だけではなく世界でも大きく広がっております。我が国におきましても、初の感染者が確認されてから、もう半年近くたった今でも終息を迎えておらず、社会、経済に大きな影響を与えております。

この会議におきましても、座席の間隔を空け、またマスクを着用していただくなどの対策を講じており、ご不便をおかけしているところでございます。申し訳ございません。

さて、新型コロナウイルスの関係でございますけれども、行政の事務のあり方についても影響を及ぼしております。本市でもWeb会議の開催や、また、休校中の学校におけるオンライン授業も試みております。このほかにも行政のICT化については、様々な場面で高まっております。今後、また、さらに進んでいくものと考えております。

本日の会議では、行政のICT化の取組でありますマイナンバーを取り扱う事務に係る特定個人情報保護評価の再実施などにつきまして審議を頂きたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場で忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開催に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

(山崎市政情報室長) この後、議事に入りますが、会長及び副会長が選任されるまでの間は総務部長の宮本が仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、宮本部長、よろしくお願ひします。

(仮議長) それでは、会長及び副会長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

まず、資料1-1をご覧ください。定足数でございますが、本日は全ての委員の皆様方にご出席を頂いておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、本会議は成立いたしております。

◆議事(1) 会長及び副会長の選任

(仮議長) それでは、2の議事の(1)「会長及び副会長の選任」を議題といたします。審議会設置条例第5条第2項に規定により、委員の皆様方の互選で会長及び副会長を選出

していただくこととなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(井原委員) 弁護士であるとともにシステムの監査技術者でおられる本澤委員に会長を、また、個人情報保護に大変造詣の深い下井委員に副会長をお願いするのが相当ではないかと思ひまして、推選申し上げます。

(仮議長) ありがとうございます。ただいま、井原委員より本澤委員に会長を、そして下井委員に副会長をというご推選がございましたのですが、皆さん、いかがいたしましょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(仮議長) ご異議がないということですので、本澤委員に会長を、下井委員に副会長をお願いしたいと存じます。それでは、席のご移動をお願いいたします。

(仮議長) それでは、会長、副会長から順次ご挨拶を頂戴したいと存じます。

まずは本澤会長、よろしくをお願いいたします。

(本澤会長) 改めまして本澤です。よろしくをお願いいたします。

会長というのは前期から引き続きということですので、また、委員の皆様のお力をお借りして、何とかやっていければなと思っております。

先ほど、宮本部長のほうからもお話がありましたけれども、前回の審議会は今年の1月だったと思うのですが、そこから5か月くらいで大分様変わりしてしまいまして、コロナが千葉市の個人情報とか、そういうところに、どういうふうに影響してくるのかというのは、なかなか分からないところもあるのですが、新しい問題が出てきたときにもきちんと取り組んでいければと思います。よろしくをお願いします。

(仮議長) ありがとうございます。

それでは、下井副会長、お願いします。

(下井副会長) 下井でございます。私も2期目になりますけれども、何とかつつがなく務めていきたいと思ひます。どうぞよろしくをお願いします。

(仮議長) ありがとうございます。

それでは、これからの議事は会長をお願いしたいと思ひます。よろしくをお願いします。

(本澤会長) それでは、議事のほうに移らせていただきます。

◆議事(2) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問【個人情報の保護に関する重要事項について(特定個人情報保護評価の再実施)】

(本澤会長) 会議次第の2番のほうで、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問ということで、特定個人情報保護評価の再実施を議題としたいと思ひます。こちらを事務局と実施機関のほうからご説明をお願いします。

【事務局・実施機関の説明】

（高橋市政情報室主査） まず、今回の諮問の趣旨と特定個人情報保護評価の制度の概要などをご説明させていただきます。

お手元の資料2、諮問書の写しになりますが、こちらをご覧ください。今回の諮問は番号法に基づく特定個人情報保護評価の再実施につきまして、千葉県情報公開・個人情報保護審議会設置条例、条例につきましては、先ほどの議事（1）におきまして資料1-1を配付させていただきましたが、その第2条第1号の個人情報の保護に関する重要事項に該当するものとして審議会に諮問をしたものでございます。特定個人情報保護評価につきましては、番号法に基づく制度となりますので、まずは番号制度、マイナンバー制度の概要についてご説明いたします。

右肩に参考資料1とあります「マイナンバー（社会保障・税番号制度）概要資料」をご覧ください。ページをめくって上段の2ページから13ページにかけて記載がございしますが、概略についてご説明いたします。

まずは制度の意義、4ページの上の四角になりますが、マイナンバー制度につきましては、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であるということを確認するための基盤となるものでございます。マイナンバーにつきましては、12桁の番号が各個人に付番されておりますが、効果といたしましては、Iのところですが、それを活用することによりまして、当該個人のより正確な所得ですとか、社会保障給付の受給状況を把握することで、公平・公正な負担と給付が図られるものでございます。

また、下のIIに行きまして、情報連携とありますが、国の行政機関や地方公共団体がそれぞれ管理している様々な同一人の情報を専用のネットワークシステムで相互にやり取りすることによりまして、行政における事務の効率化や、手続の際に添付書類が不要になるなどの国民の利便性の向上が図られるものでございます。

概略は以上でございますが、マイナンバー制度につきましては、今申し上げましたような効果、利点がある一方で、資料では14ページ、15ページに移りますが、マイナンバーを用いた個人情報の追跡、名寄せなどが行われ、個人情報が外部へ漏えいするのではないか、成り済ましによるマイナンバーの不正利用などにより被害を受けるのではないかなどといった懸念もあるところでございます。これにつきましては制度面及びシステム面において、それぞれ資料に記載の措置が講じられているところでございますが、その制度面における措置の一つが④の特定個人情報保護評価でございます。

続きまして、特定個人情報保護評価についてですが、制度の詳細なルールなどにつきましては、参考資料5ということで水色のファイルを配付させていただいておりますが、説明につきましては、主に参考資料2、「特定個人情報保護評価の概要」、こちらを用い

ましてご説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

まず、1枚めくって上段の1ページ目ですが、理念といたしましては、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル、これを特定個人情報ファイルと言いますが、その適正な取扱いを確保することによりまして、特定個人情報の漏えい、その他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念としております。また、目的といたしましては、この評価を実施することによりまして、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止を図ること、また、先ほど、マイナンバー制度に対する国民の懸念ということを申し上げましたが、国民・住民の信頼の確保を図ること、それらを目的とするものでございます。

具体的な内容といたしましては、次に記載がありますが、特定個人情報ファイルを保有しようとする者、又は保有する者におきまして、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析した上で、リスクを軽減するための措置を講ずること、さらに、その措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であることを自ら宣言するものとなっております。

続きまして、評価の実施手続ですが、8ページをご覧ください。これにつきましては、1点目として、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象人数、右側上部、※印にあります。対象人数が1,000人未満の場合には、そもそも評価の対象とはならないのですが、この対象人数と、2点目としまして、委託事業者の従業員なども含めましたその特定個人情報ファイルを取り扱う人数、3点目として、重大事故の発生の有無、それら三つの判断項目によりまして、これをしきい値判断と呼んでおりますが、下のほうを右から順に、基礎項目評価のみ、真ん中の基礎項目評価プラス重点項目評価、左側の基礎項目評価プラス全項目評価と三つの区分がございます。これら三つの評価は何が違うのかということですが、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価の順に評価すべき項目がより詳細なものとなっております。

しきい値判断について幾つか例を挙げますと、図のフローを見ていただきまして、まず、中央上部に「対象人数は何人か」とございますが、これが30万人以上ですと、図の左側に行ってください、その場合はこのことだけで基礎項目評価と全項目評価を実施しなければならないということになります。次に、対象人数が30万人はいないけれども10万人以上である場合、中央上部からやや左下に行ってください、この場合は取扱者数が500人以上かどうか、500人以上ということであれば、「はい」ということで、先ほどの対象者数が30万人以上の場合と同様に基礎項目評価と全項目評価を実施しなければならないこととなります。

本市におきましては、取扱者数が500人以上の事務はございませんので、基本的には対象者の数によって、このしきい値判断を行うこととなりますが、全項目評価の対象とな

る事務といたしましては、参考資料の4、A4横向きのものになりますが、「全項目評価書を作成する特定個人情報保護評価の再実施予定」、こちらに記載してございますが、今回、諮問させていただいた国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金を含め七つの事務が対象となっております。

これら三つの評価の区分につきましては、評価すべき項目以外にも手続の面でも違いがございますが、これがまさに本審議会に関係してくるのですが、また、先ほどのしきい値判断の8ページのところにお戻りいただきまして、各評価の下の四角でございますが、真ん中と右の二つにつきましては、いずれも委員会、国の個人情報保護委員会になりますが、こちらへの評価書の提出と公表となっているのに対し、左の全項目評価を行う場合につきましては、四角の一番下の白丸になりますが、住民等の意見聴取を実施し、第三者点検を行った後に公表となっております。この第三者点検につきましては、本審議会において調査審議をしていただくということでございます。

なお、本市におきましては、住民等の意見聴取と意見聴取後の第三者点検のほかに、住民等の意見聴取の前に評価書の案の事前点検を実施することとしておりまして、事前点検と第三者点検につきましては、後ほどの議事にも関係しますが、当審議会には特定個人情報保護評価の調査審議のために、特定個人情報保護評価部会というものが設置されておりまして、評価書の詳細な点検につきましては、この部会で行っていただくことになっております。

全体の流れといたしましては、参考資料の3、「特定個人情報保護評価再実施事務フロー」をご覧ください。

一番右側が審議会の関係になりますが、6月下旬から7月のところでございます。四角で囲ってあります審議会、こちらが本日でございます。本日、評価の再実施について諮問をさせていただきまして、現時点の評価書の案について、矢印下になりますが、部会のほうで後ほど調査審議していただくこととなります。その後、矢印左側に移りまして、部会での意見等を踏まえ評価書の案を見直し、8月1日から1か月間、住民等の意見聴取の実施を予定しております。その後、住民等からの意見を踏まえ、必要に応じ、さらに評価書の案を見直したものを、右側のほうに移りますが、予定としましては10月頃に再度部会においてチェックをしていただきます。その結果を、11月頃を予定しておりますが、部会から本審議会に報告しまして、最終的に本審議会から特定個人情報保護評価の再実施に係る第三者点検としての答申を頂き、それを踏まえた最終的な評価書を個人情報保護委員会へ提出、公表という手順になってございます。

今回、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、これら三つの事務につきまして、全項目評価を再実施するわけでございますが、これにつきましては、先ほどの参考資料2の17ページになりますが、こちらに評価の再実施をしなければならない場合が記載されて

ございます。

まずは（２）ですが、対象者数の増加になどにより、しきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価、全項目評価の対象となった場合には、変更後の区分に応じた評価を実施することになるのですが、しきい値判断に変更がなくても、つまり、評価の区分に変更がなくても、（１）にありますように、重要な変更を加えようとするときには、評価の再実施をしなければならないこととされております。

この重要な変更については、特定個人情報の漏えい等の発生の危険性や影響が大きい変更とされておりまして、具体的な項目といたしましては、お手元にあります水色のファイル、その中の３、特定個人情報保護評価指針の最後のページ、水色のファイルのインデックス４の直前のページになりますが、ここに「２、全項目評価書」のところで、重要な変更の対象となる記載項目を列記してございます。例えば、１の事務の内容が変わるですとか、３の他の自治体などと新たに情報連携を行うですとか、１４の新たに委託をするですとか、特定個人情報の漏えいのリスクが高まるような変更などございまして、これらの項目につきましては、評価書の様式においてはアスタリスクが付されている形となっております。

なお、この重要な変更については、同じく水色ファイル３の中の１１ページをご覧くださいだければと思うのですが、その第６の２（２）にも記載がございまして、１２ページ目の２段落目にありますように、原則は重要な変更を加える前に評価の再実施をするのですが、「ただし」以下にありますように、災害が発生したときの対応など、評価を実施せずに特定個人情報ファイルの取扱いの変更をせざるを得ない場合は、変更後、速やかに評価の再実施を行うものとするとしてされており、本日の諮問案件につきましても、一部、新型コロナウイルス感染症に係る事務として即時に対応する必要があったために、取扱いについて変更済みのものがございます。

また、先ほどの参考資料２、１７ページにお戻りいただきまして、（３）になりますが、評価書を前回公表したときから５年以内に評価を再実施するよう努めるものとされておりまして、これを受けまして、本市におきましては、特定個人情報保護評価実施マニュアルにおいて評価書を前回公表したときから５年が経過する日の属する年度内に評価の再実施をすることとしております。

このルールに従いまして、国民年金に関する事務につきましては、今年の１１月で、前回、評価書を公表してから５年が経過するというところで、今回、評価の再実施を行うものがございます。

また、後期高齢者医療事務、こちらも今年の１１月で、前回、評価書を公表してから５年が経過するのですが、そのほかに重要事項の変更ではあるものの、新型コロナウイルス感染症に係る事務として即時に対応する必要があったために、取扱いについて変更済みの

ものがあり、それに関する評価と合わせて評価の再実施をするものでございます。

最後に、国民健康保険に関する事務につきましては、前回、評価書を公表してから、まだ5年が経過していないのですが、事務において重要な変更を予定していることから評価の再実施を行うものでございます。

特定個人情報保護評価の制度の概要などの説明につきましては以上となります。

それぞれの事務の概要や重要事項の変更も含めまして、評価書の主な変更内容などにつきましては、この後、各事務の担当課からご説明をさせていただきます。

(中田健康保険課課長補佐) 健康保険課の中田と申します。よろしくお願ひいたします。

私からは、国民健康保険に関する事務、後期高齢者医療事務、国民年金に関する事務の3点についてご説明させていただきます。

まず、国民健康保険に関する事務についてですが、資料2-2をご覧ください。「特定個人情報保護評価の再実施について(国民健康保険)」と書いてある資料になります。

最初に、国民健康保険制度の概要についてですが、国民健康保険は、被用者保険等の適用者以外の全ての国民を対象としまして、疾病、負傷、出産又は死亡に関する必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としております。

保険者ですが、持続可能な社会保障制度の確立を図るために、平成30年4月から、これまでの市町村に加え都道府県も国民健康保険制度を担うことになるなど、制度の見直しが図られたところです。また、令和3年3月からは「オンライン資格確認」を導入し、保険者間で被保険者の正確な資格履歴等を一元的に管理できる仕組みを創設することで、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るものです。

次に、オンライン資格確認についてご説明いたします。

オンライン資格確認は、マイナンバーカード又は健康保険証の記号番号等により、医療機関や薬局においてオンラインで資格情報の確認ができる仕組みのことを言います。現行の仕組みでは、医療機関等の窓口で提示する保険証により資格を確認しておりますが、例えば、就職等で資格を喪失しているにもかかわらず、古い保険証で受診することなどの事例が多く見受けられます。このような場合においても、オンライン資格確認が導入されれば、正しい資格により受診等ができる、そういうこととなります。

なお、この制度は、全国的な社会保障制度の見直しの中で導入されるもので、全ての保険者が情報を提供することで可能となるものです。

次に、評価書の主な変更内容についてですが、5、評価書の主な変更点に記載しておりますとおり、オンライン資格確認の導入に伴い、情報の提供先を追加するというものです。こちらについては、まず、中ほどの図をご覧くださいなのですが、右側の千葉市から国保連合会へ情報の提供をしておりますけれども、こちらについては、これまでも事務の中でやり取りがある部分となっております。評価書の中でも既に記載をされているものと

なります。今回のオンライン資格確認では、それに追加して、図の四角囲みの部分、支払基金・国保中央会というところなのですけれども、こちらの部分で国保連合会から情報を提供というものです。支払基金・国保中央会の四角囲みの右側に、医療保険者等向け中間サーバーというものがありますが、こちらは医療保険者等向け中間サーバー（再構築）という部分にて記載しておりますが、資格情報の一元管理を行うため、5制度（健保組合・協会けんぽ・共済組合・国保組合・後期広域連合）で既に運用している医療保険者等向け中間サーバーを活用しまして、市町村国保の被保険者情報も集約するというもので、こちらが今回変更となる特定個人情報の新たな提供先となります。

そして、支払基金・国保中央会の内部の話にはなるのですけれども、このサーバーから四角囲みの中でいうと、左側のオンライン資格確認等システムに医療保険者等向け中間サーバーからマイナンバー等の情報を除いた資格情報等が集約され、このシステムが医療機関・薬局からのオンライン資格照会に対応するものとなります。したがって、そのシステムより左側の情報のやり取りについては、特定個人情報は含まれません。

国民健康保険に関する事務についての説明は以上となります。

次に、後期高齢者医療事務についてですが、資料2-4をご覧ください。「特定個人情報保護評価の再実施について（後期高齢者医療事務）」となっている資料となります。

まず、後期高齢者医療事務の概要ですが、主に75歳以上の方が加入する公的医療保険制度でありまして、保険者は都道府県単位で設立される「後期高齢者医療広域連合」と県内の市町村が共同して事務を行っております。

市町村と広域連合それぞれの主な業務ですけれども、まず、市町村の業務としましては、一つ目として、申請等の窓口業務と書面交付、二つ目としましては、住民記録の異動情報や所得情報を広域連合に連携する業務、三つ目としましては、保険料の徴収となっております。次に広域連合の主な業務としましては、一つ目が資格管理、二つ目が保険給付、三つ目が財政の調整、四つ目が保険料の決定・保険料の賦課となっております。

本市では、市町村の主な業務のうち①については広域連合標準システムというシステムで処理をしております、②、③につきましては福祉システムというシステムで処理をしております。広域連合標準システムというのは、広域連合で調達・管理し、市町村が借りているシステム端末となりまして、福祉システムは千葉市が調達し管理するシステム端末となります。

なお、特定個人情報につきましては、資格と給付に関して被保険者が行う各種申請書に記載する欄がありまして、もう一方で市から広域連合に連携する住民記録情報に特定個人情報を付加し暗号化した上で提供しております。

以上が後期高齢者医療事務の概要となります。

次に、資料の裏面になりますけれども、主な変更点についてですが、後期高齢者医療制

度におきましては、市町村が取り扱う事務についての特定個人情報の使用は段階的に進んでいるものの、いまだ限定的であり、前回からの主な変更点としましては今般の新型コロナウイルスに関連するもの及びシステム関連の契約更新によりベンダーに生じた運用変更となっております。

新型コロナウイルス関連としましては、後期高齢者医療制度に新たに「傷病手当金」制度が創設されたことによりまして、この給付事務に当たり他の保険給付と同様、特定個人情報を確認できる機能が広域連合標準システムに追加されたものとなります。

システム関連の契約更新によりベンダーに生じた運用変更につきましては、平成29年1月に更新した福祉システムの保守委託先である株式会社アイネスにて令和元年7月に従業員の雇用形態の変更があり、一部の従業員について業務を変えることなく関係他社に移籍させ、株式会社アイネスが移籍先との業務契約を締結することとなりました。ただし、業務の指揮命令等は株式会社アイネスに帰属するため、本市との関係に影響は及びませんが、再委託の範疇に入ると考えられることから、今回、変更をしたものであります。

後期高齢者医療事務についての説明は以上となります。

最後に、国民年金に関する事務についてですが、資料2-6をご覧ください。「特定個人情報保護評価の再実施について（国民年金）」と書いてある資料となります。

まず、国民年金に関する事務の概要ですが、国民年金法等の定めるところにより市町村で行うこととされています法定受託事務と法定受託事務に付随する事務や相談等について、国と市町村の協力・連携のもとに行っている協力・連携事務があります。

市町村の主な業務としましては、一つ目としまして、資格に関する届出や免除の申請、年金の請求等についての受付業務及び相談業務があります。二つ目としましては、日本年金機構への報告事務でありまして、届出等に関する審査・決定は日本年金機構が行っております。

業務に当たっては国民年金システム、こちらは千葉市が調達し管理するシステム端末となりますが、こちらを使用しておりまして、市による情報連携は行っておりません。

なお、特定個人情報を取り扱う届出書等は日本年金機構指定様式でありまして、記載項目が定められております。また、市から日本年金機構への届出書等の進達及び日本年金機構から市への処理結果の電子媒体の送付に際しましては、情報を暗号化するとともに、定期的に日本年金機構から指定される暗証番号により情報の保護を図っております。

次に、内容の主な変更点についてですが、特定個人情報の移転に関する記載を削除しております。削除の理由としましては、平成29年1月の組織改正により、それまで移転先としてありました市民課と国民年金事務を行う保険年金課が市民総合窓口課に統合されたためであります。

国民年金に関する事務についての説明は以上となります。よろしくお願いたします。

(本澤会長) ありがとうございます。

それでは、今のご説明がありました点を踏まえて、委員の皆様からご意見等を伺いたいと思いますが、順番にいったほうがよろしいですか。

まず、国民健康保険の事務の内容について何かご意見、ご質問等はございますか。

一つ質問なのですが、オンライン資格確認等システムというのは、新設ということは、これまではなかったという意味なのですか。

(中田健康保険課課長補佐) オンライン資格確認自体は、まだ今はないです。来年の3月から始まるシステムとなります。

(本澤会長) 医療保険者等向け中間サーバーは、既存のもので、そこを再構築するということですが、そこには市町村国保の保険者情報は、今現在は連携していないということですか。

(中田健康保険課課長補佐) はい、そうです。国民健康保険の情報はこちらには行っていないということでございます。

(本澤会長) 今回、そこに入れていくというのが大きな改正ということですね。

(中田健康保険課課長補佐) そうです。

(本澤会長) 他にご意見、ご質問等はございますか。よろしいですか。

(なし)

(本澤会長) 国民健康保険の次に後期高齢者医療事務についてご説明がありましたが、これについては何かご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

アイネスという委託先が一部従業員をほかに移籍させて再委託という形になるということで、その経緯はよく分かりませんが、再委託自体は、普通の契約書だと、再委託する場合には委託者の千葉市の承認を事前に要するという形になっているのが多いと思うのですが、そのあたりの手続はどうなっていたのでしょうか。

(新井健康保険課主査) まず、今回、アイネスからの再委託ということなのですが、まず、こちらについて、既に契約しております千葉市福祉システム開発・保守サービス契約、こちらは平成26年のものなのですが、現行契約から仕様上の切り分けが困難であるということ、そして、福祉システムのパッケージの開発元であって、現在、プロジェクト管理を行っている株式会社アイネス以外と福祉システムの保守を分割調達することがシステムの運用として現実的ではないというようなことから、再委託先との直接契約ということは選択肢に上らなかったという形で担当課のほうから回答を得ております。

(本澤会長) 再委託は事前に承認する契約条項にはなっているのですか。特にノーチェックで再委託オーケーという形には、なかなかならないと思うのですが、そのあたりの手続はどうなっていますか。

(新井健康保険課主査) そのあたりにつきましては、実際に契約を行っておりますのは、情報システム課のほうになりますので、こちらのほうで、今、お答えする資料を持ち合わせておりません。

(高橋市政情報室主査) 基本的には個人情報を取り扱う委託契約につきましては、個人情報取扱特記事項というものを付けておきまして、その中で再委託する場合につきましては、事前に承認願いというものを出示していただいた上で、再委託先も受託先と同等の安全管理措置が図られるということを確認した上で再委託の承諾を市がするという形になっておりますので、同様の形は取られているかと思えます。

(山崎市政情報室長) 資料2-5の13ページの一番下のところに再委託の許諾方法について記載しておりますが、再委託の必要がある場合は、セキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面で再委託が必要な理由、再委託先、内容、取り扱う情報、再委託先による監督方法等を通知して、承諾を得ることによって再委託できるというようなフレームになってございます。

(石河委員) それに付随していうと、再委託の件では、ここに書いてあるように、書面で再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先による監督方法等を、基本的に今回の中に文書としてつけておかないといけないのではないかなと思うのですが。

(山崎市政情報室長) これらについて確認した上で、委員の皆様は書面をメール等でお送りしまして、確認していただくこととしたいと思います。

(石河委員) そうしないと、委託先と再委託先が同条件かどうかなんて分からないことになってしまいませんか。

(山崎市政情報室長) 承知しました。

(本澤会長) 他に何かございますか。

そうしましたら、今の件に関しては事務局にご確認いただくこととします。

次に、国民年金についてですが、こちらは何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

(本澤会長) 今回の評価書の見直しについては、先ほどの事務局からの説明にもありましたけれども、最終的には、この審議会で答申する形にはなるのですけれども、その前に部会のほうを設けまして専門的に審議した上で、その報告を受け、改めて審議会で全体意見とするという形になっております。ですので、次の議題ということになるのですけれども、部会の委員選任についてという形で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◆議事(3) 特定個人情報保護評価部会の委員の選任

(本澤会長) では、議事で(3)になりますけれども、特定個人情報評価部会の委員の選任ということで議題といたします。

事務局のほうから説明をお願いいたします。

(実施機関 退室)

【事務局・実施機関の説明】

(高橋市政情報主査) 特定個人情報保護評価部会の委員の選任についてですが、お手元の資料3-1、特定個人情報保護評価部会設置要綱をご覧ください。

まず、第1条ですが、先ほどの議事の際にもご説明させていただきましたが、本市におきましては、本審議会に特定個人情報保護評価部会が設置されておりまして、この部会において番号法に基づく特定個人情報保護評価の調査審議、具体的には実施機関が作成した評価書の案についての検討をしていただくことになっております。

今回、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、これら三つの事務につきまして特定個人情報保護評価の再実施を行うということで諮問させていただきましたが、今後、部会において、まずは住民意見聴取にかける評価書の案の点検をしていただくこととなりますが、令和2年4月で審議会の委員の改選がありましたので、今回新たに部会の委員を選任していただくものでございます。

第2条ですが、第1項で、部会は審議会の委員3人をもって組織すると規定されてございます。そして、その3人につきましては、第2項で、お一人は審議会の会長、もうお二人は審議会の会長が指名することとされておりますが、個人情報の保護に関する学識経験を持つ審議会の委員及び情報システムに知見を有する審議会の委員と規定されてございます。

会長以外のお二人につきましては、会長の指名ということでございますので、本澤会長から部会の委員につきましてご選任をよろしくをお願いいたします。

(本澤会長) ただいまご説明いただきましたけれども、部会は3名の委員で構成します。一人が私として、もう一人が個人情報の保護に関する学識経験をお持ちの方で、もう一人が情報システムに知見をお持ちの方を指名することになっておりますけれども、個人情報の保護に関する学識経験者については、昨年と同様、弁護士でもあり、千葉市の個人情報保護審査会の委員もされている井原委員にお願いしたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

(異議なし)

(本澤会長) もう一人は、情報システムの知見を有する委員としましては、こちらも昨年と同様に、情報システム関連に詳しい中村委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしい

でしょうか。

(異議なし)

(本澤会長) それでは、部会の委員につきましては、私と井原委員、中村委員という形で選任させていただきました。

(下井副会長) さっきの再委託の件なのですけれども、仮に再委託の手続がおかしかったということになると、この契約はどうなるのですか。そのことと、これからの評価は切り分けていいのですか。そもそも再委託が契約との関係でどうかということはこの審議会で審査できるのですか。

(山崎市政情報室長) 再委託の契約自体は審査対象外になっております。

(下井副会長) 審議会の諮問事項になりますか。

(山崎市政情報室長) 諮問事項には入らないです。

(下井副会長) 入らないですね。そうすると、この説明は、取りあえずお聞きした上で、この契約が有効かどうかとは全く別に評価をするということですね。

(山崎市政情報室長) さようでございます。

(下井副会長) 分かりました。

(本澤会長) 契約自体は千葉市が管理しているので、この審議会で審査する対象にはならないということでしょうね。

(下井副会長) これは条例との関係では問題ないのですか。再委託をするときに、どういふ契約にするかということが条例上の縛りがないのかということですか。

(山崎市政情報室長) はい。

(下井副会長) 個人情報保護法だったら、多少あるような気がしますが、条例上ないのですね。

(山崎市政情報室長) 条例上、直接の規定はないです。

(下井副会長) 専ら契約上の問題だけだということですか。契約の内容を縛るルールは千葉市にあるのですか。

(山崎市政情報室長) 個人情報保護条例の第12条のところに、委託に伴う措置というものが規定されてございまして。

(高橋市政情報室長) 机上に配付しております個人情報保護事務の手引き、その1、80ページになります。

(山崎市政情報室長) そこでは委託をしようとしたときには個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、第2項において、実施機関の承諾を得て、受託した場合の再委託について準用するという規定で、必要な措置を講じなければならないというルールがございまして。

(下井副会長) だから、その「承諾を得て」が事前でも事後でもいいのかということ

すね。普通に考えれば、これは事前ですよ。

(山崎市政情報室長) そうですね。個人情報保護に関する必要な措置というものは、81ページのEで書かれているところをごさいますて、具体的には契約等の書類で個人情報の安全管理だとか、秘密保持ですとか、そのあたりの責務を課すというものが具体的な必要な措置でございます。承諾についてまでは、ここでは具体的に明示はされていません。

(下井副会長) 分かりました。普通に考えれば事前ですよ。今回のご説明を見る限りは、さほどの変更ではないようにも見えますので、とはいえ、という気もしますが。

ただ問題は、この審議会がそこまでそもそも判断していいのかどうかという、さっきの話に戻りますけれども。条例との関係で何か重要な問題があるようであれば、この審議会の守備範囲には入りますので。

(山崎市政情報室長) そうですね。

(下井副会長) ただし、諮問は受けていないのであれば審議会という制度としては難しいところがあって、諮問されていないことを言っているのかという。

(本澤会長) 「市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に意見を述べること」の「市長の諮問に応じて」が、「又は」以下にも係るかどうかですね。

(下井副会長) かからないでしょう。

(高橋市政情報室主査) 先ほど、実施機関のほうから説明がありまして、実態において、直接に監督が事実上、行えるような形になっているので、リスクが高まるような形ではないというお話がありました。今まで再委託していなかったものを再委託するということ自体は、特定個人情報保護評価におきましては、重要事項の変更に当たりますので、本来は事前に評価書の見直しを行った上でやるべきところなのですが、今回、実際上のリスクが高まる危険性がないという判断の下に事後でやったというところの部分については、特定個人情報保護評価の再実施に係る調査審議の対象にはなり得るのではないかとは思いますが。形式上とはいえ、情報の行き先が増えるということにはなりますので。

(下井副会長) では一応、この審議会の管轄には入るわけですね。

(高橋市政情報主査) 評価の再実施を事前に、今回は事後という形でやっておりますが、その点の是非については、守備範囲には入ろうかと思えます。

(下井副会長) 諮問を受けていなくてもいいわけですね。それは諮問に入っているのですか。

(山崎市政情報室長) 入っています。

(下井副会長) そうすると、そこまで踏み込むのだったら、今回のこの資料のチェックだけでは駄目ですよ。委託先の会社まで行って、実際に説明のとおりになっているかどうかを見なきゃいけなくなりますが、そこまで問題視するべきかどうかということ、ここで決めるべきということになるのですかね。

(山崎市政情報室長) 契約を担当している課にどのような状況なのかを確認した上で、委員の皆様にはその結果についてはお伝えしたいと思います。

(下井副会長) そうするしかないでしょうね。ここであまり議論しても、これ以上進まないでしょうから。

(山崎市政情報室長) よろしくお願ひいたします。

(石河委員) ただ1点だけ言っておくと、これから、いろんなことをやっていく中で再委託するときに、毎回毎回、事後報告でというのは、絶対に良くないと思いますよ。いろんな意味で。だから、今回のことを教訓に、もし、こういうことがあるのだったら、事前に持ってこないと駄目なんじゃないですかね。

(山崎市政情報室長) そうですね。おっしゃるとおりでございます、このような厳しいご意見を頂くことも致し方ないのかなというふうに思っております。

(本澤会長) 漏えい事故というのは、大体再委託なり再々委託先から起きるということが多いので、再委託していることに関しては、もうちょっとナーバスになってもらわないと、ということは意識に入れておく必要があると思います。

取りあえず、この件については、契約状況とか情報をこちらのほうで確認というか、報告していただいて、それを踏まえて何らかの形で意見を言うまで行くのかどうかは、改めて検討していただいて、ここはそういう形でよろしいですか。

(下井副会長) 再委託の管理については、それはそれとして別途、評価をすればよろしいのではないかと。そこは切り分けて判断して、この審議会の意見として、それぞれについて言えばいいことですので。

(本澤会長) この後の部会の中で話としては共通する部分がなくはないので、不足があれば、そこも必要に応じて考えるということ。

取りあえず部会の設置をして委員の選任という形で進めさせていただきます。

(異議なし)

(本澤会長) この後、部会を予定していますけれども、先ほど、部会の委員という形ではお願いしなかった委員の方にもオブザーバーという形で参加していただくという決まりのようですので、今回もそういうことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(本澤会長) この後、オブザーバーとして参加ご希望の方はいらっしゃいますか。

(なし)

(本澤会長) それでは、こちらの部会の委員の選任については以上といたします。続きまして、次の議題に移りたいと思います。

(実施機関 入替え)

◆報告(1) 国等の通信回線による電子計算機の結合について(意見)に対する報告

(本澤会長) 報告事項です。(1)の「国等との通信回線による電子計算機の結合について(意見)に対する報告」を議題といたします。説明をお願いします。

(山崎市政情報室長) 報告(1)の制度概要について簡単に説明をさせていただきます。

本年1月に開催いたしました前回の第24回の情報公開・個人情報保護審議会で地域ポイント制度「ちばシティポイント」の実証実験に係る国等とのオンライン結合について報告をさせていただいたところであります。

地域ポイント制度の実証実験に係る八千代市とのオンライン結合は、昨年10月から実施しておりましたが、本件は国等とのオンライン結合に該当いたしますので、個人情報保護条例10条3項及び4項の規定に基づきまして、前回の審議会で事後報告をさせていただいたところでございます。

前回の審議会では、オンライン結合先であります八千代市による同市の条例に基づく諮問等の手続の履行状況について確認をした上で審議会に報告というご意見を頂戴したところでございます。実施機関におきまして、この確認を行いましたので、ご報告申し上げるものがございます。

(塚田政策調整課課長補佐) 政策調整課の塚田と申します。よろしくお願いたします。

それでは、資料4-1に基づきましてご説明申し上げます。

「八千代市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく手続の履行状況」でございます。事案の概要につきましては、今、事務局のほうからご説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

2番、オンラインの結合に必要な手続、こちらはちょっと重複しますが、読み上げさせていただきます。

千葉県におきましては、相手方が八千代市であることから、千葉県個人情報保護条例第10条第4項の規定に基づき結合後に、本年1月、本審議会に報告したところでございます。一方、八千代市におきましては、事前に八千代市個人情報保護制度運営審議会の意見を聞かなければならないところ、当該手続が履行されていなかったものがございます。

3番、報告に対する本審議会の意見、八千代市の手続の履行状況について確認し、本審議会に報告することということで意見を頂いたものがございます。本審議会の意見につきましては、次のページの資料4-2のとおりでございます。

4番、八千代市による手続の履行状況等でございます。令和2年2月18日付けで八千代市から審議会のほうに諮問をいたしまして、令和2年3月27日付けで審議会から八千代市に答申を受けております。

答申の概要につきましては、実施機関、八千代市のちば地域ポイント制度、ちばシティ

ポイント実証実験に係る通信回線による実施機関以外の者への個人情報の提供については、公益上特に必要があると認めるということで答申を受けたものでございます。

(本澤会長) ただいま事務局及び実施機関から説明がございましたが、何かご質問等がございますか。

八千代市では、特にやる必要がないと思っていたのですが、千葉市との関係で確認した結果、やっぱり、やることになったみたいな感じなのですか。

(塚田政策調整課課長補佐) おっしゃるとおりでございます。

(本澤会長) 分かりました。この点につきまして、他に何かございますか。

(下井副会長) 実際に接続はいつからなのですか。

(塚田政策調整課課長補佐) 接続は令和元年10月15日からでございます。

(下井副会長) そうすると、さっきの事前事後の話はあまり厳しく問うと、こっちも危なくなりますね。他市の話だから、あまり言ってもしょうがないですね。

(藤村委員) 八千代市と連携をした結果、公益上必要があるということではありますが、どんな利益というか、いいことがあったかみたいなのは何かお知らせいただくことはできませんか。審議会の内容とは別なのかもしれないのですが、視点を変えまして。

(金山政策調整課主査) 前回のご説明と重なってしまう部分があるのですがけれども、私どものほうといたしましては、利用者の利便性の向上と、それから、参加者数の増加、ポイント流通量の増加、同じシステムを共通で利用することによる運営費用の軽減、このあたりに資するというように考えてオンライン結合をさせていただくということでございます。

(藤村委員) 数値的な結果は、まだ、これからということですか。

(金山政策調整課主査) そうでございます。オンライン結合したから参加者数がどれくらい増えたというところまで、具体的には出ておりません。

(下井副会長) 要するに、ちばシティポイントというのは、これからいろいろやってみないと、これがどれだけ役に立つとか、市民の皆さんのためになるのかとかは、実験してみないと分からないわけで、その実験のために八千代市と結合して、その結果を見て、本格的に導入するかどうか決めると、こういう流れだと思います。

(藤村委員) 今は試験運用というか、こういった段階だと捉えていいのですね。ありがとうございます。

(本澤会長) 他は何かございますか。

(立花委員) 先ほどの件と関係するのですがけれども、私も今年度からなので、過去の経緯は存じ上げないのですが、八千代市だけでなく、千葉市の中で実際に結合が行われていた後に審議会に話が来ているということですか。

(高橋市政情報室主査) 八千代市の条例ですと、相手方にかかわらず、事前に審議会に

意見を聞くという条例になっておるのですが、千葉市の個人情報保護条例におきましては、オンライン結合の相手方が国や自治体などである場合につきましては、事前に報告するのではなくて、事後に報告すればいいというような条例の規定になっておりますので、結合した後に、直近の審議会でご報告をさせていただいたという形になります。

(立花委員) そうすると、八千代市さん側は別としても、千葉市としては問題ないということですね。

(高橋市政情報室主査) 千葉市としては何か条例の手續に反していたということではございません。

(立花委員) もし、千葉市が同じように手續のステップを間違えていたりした場合には、それ自体は市政だよりとか、そういうものに公表されたりするのですか。

(山崎市政情報室長) 実際オンライン結合では、個人情報が見えるような形になってしまうので、事と次第によっては、程度の問題はあるかもしれないのですが、当然ながら、市政だよりというよりは報道発表する可能性が十分に考えられるということでございます。

(本澤会長) 以前は、千葉市でもオンライン結合を事前に承認する形でしたが、相手が国等といったある程度信頼できるだろうという団体のときには、事後的に報告していただくというように、昨年度改正した経緯があります。

(立花委員) ありがとうございます。

(本澤会長) この件について、ほかに何かございますか。

(なし)

(本澤会長) では、この件については以上といたします。

(実施機関 退室)

◆報告(2) 令和元年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

(本澤会長) 次に、報告事項(2)の「令和元年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告」を議題といたします。事務局のほうからお願いいたします。

(高橋市政情報室主査) 令和元年におけます情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告についてご説明いたします。説明は資料5に沿って行います。資料5-1、「情報公開・個人情報保護運用状況報告書」を適宜参照いただきまして、基本的には資料5でご説明いたします。よろしくお願いいたします。

では、資料5の1ページから、こちらは令和2年6月17日に公告をしたものでございまして、情報公開条例及び個人情報保護条例の昨年度の運用状況について公表したもので

ございます。大きく分けて情報公開条例の施行の状況、個人情報保護条例の施行の状況、そして本審議会の運営状況に分かれておりまして、それぞれご説明いたします。

まず、情報公開条例の施行の状況でございます。

(1) 開示請求の件数及び処理状況でございますが、2ページに合計が記載されております。昨年度は170件の開示請求がございました。処理件数としましては196件でございます。これにつきましては1件の開示請求に対して複数の決定が行われる場合があることによるものでございますが、そのうち、公文書の全てを開示した決定の件数が40件でございます。一部黒塗りなどをして、その他の部分だけを開示したというものが部分開示決定で52件ございます。公文書を一切開示しないという不開示決定の件数でございますが、4件が不開示情報であるから全てを開示しなかった、あるいは、あるかないかも答えられないといったもの、30件が不存在などということで、そもそも開示請求に係る公文書がなかった、あるいは、開示請求の対象となる公文書ではなかった、そういった場合でございます。合計34件が不開示であったということでございます。開示請求がされましたけれども、その後、別途情報提供をしたなどの事情によって取下げされたものが70件でございます。また、処理が終了していないものが1件あるということでございます。

なお、平成30年度は175件の開示請求がございましたので、令和元年度は前年度と同じくらいの件数ということでございます。

資料5-1の運用状況報告書では、29ページから56ページまでにその具体的な開示請求の内容が記載されておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

次に、(2) 審査請求の件数及びその処理状況でございます。

こちらは公文書開示請求につきまして、先ほど、部分開示決定や不開示決定など、一部不開示とするものがあると申し上げましたが、その不開示について、不服がある場合には審査請求ができることになっております。その審査請求の件数が(2)に記載したとおりでございます。アの審査請求の件数としましては、平成30年度からの継続案件が1件、令和元年度に新たに出されたものが4件ございました。その処理状況、こちらは令和元年度末時点での処理状況でございますが、裁決まで終わった、つまり完了したものが2件、審査請求自体が取下げとなったものが1件、情報公開審査会に諮問、こちらは審査請求があった場合には、審査会に諮問をした上で裁決をすることになっておりまして、その審査会に諮問をして、審議中のものが1件、実施機関において検討中のものが1件でございます。

なお、最後の実施機関において検討中の1件についてですが、現時点では審査会に諮問をして、これから審議をする予定となっております。こちらは資料5-1の運用状況報告書では57ページに内容が記載されてございます。

次に、(3) 情報公開審査会の運営状況でございます。こちらは令和元年度における情

報公開審査会の運営状況でございまして、会議は1回行われました。なお、平成30年度が6回でしたので、昨年度は審査会の回数が前年度と比べて少なかったところでございます。

諮問がなされた件数は、継続案件としては0件、新規案件として2件、そして諮問に係る処理状況といたしましては、1件は審査請求が取下げとなり、もう1件は令和元年度末時点では審議中となっており、現時点においても同様の状況でございます。

続きまして（4）附属機関の会議の公開に関する状況でございます。地方自治法の規定に基づいて条例等で設置された附属機関につきましては、原則として会議を公開することとしております。

この会議の公開に関する状況のご報告ですが、アの情報公開条例第25条の規定の対象となる附属機関の数は、全部で217機関でございます。これらは運用状況報告書では59ページから72ページまでに附属機関一覧を載せてございます。そのうち、全部又は一部を公開した会議は178回ございました。

次のウの非公開とする附属機関でございますが、附属機関のうち、その取り扱う情報の性質から原則として非公開としなければならないもの、個人情報扱うものなどになりますが、そういったものが59機関でございます。

次のエの全部を非公開とした会議ですが、こちらは原則公開でありながら、その会議で取り扱う情報の性質上、全部を非公開としたもので、17回ございました。

次に、（5）と（6）、こちらは関連がありますので一括してご説明いたします。指定管理者や出資等法人、いわゆる外郭団体などと言われるものでありますが、これらにつきましては情報公開条例で情報公開に関して必要な措置を講ずるものとするという規定がございます。それに基づきまして、市と同じように保有する文書について開示の申し出があれば開示をするというようなことになっております。

（5）は指定管理者に対する文書開示申出の件数ですが、昨年度は千葉マリスタジアムに関しまして指定管理者である株式会社千葉ロッテマリーンズに対して2件の開示申出があり、全部を開示したところでございます。

（6）の出資等法人に対する文書開始申出の件数ですが、こちらは千葉市社会福祉協議会に対してですが、2件の開示申出があり、2件の部分開示決定をしたところでございます。

情報公開条例につきましては、以上でございます。

続きまして、個人情報保護条例の施行の状況についてご説明いたします。

まず、（1）個人情報取扱事務の届出状況についてですが、こちらは市において個人情報取扱事務を行う場合には、一部職員の個人情報など例外的に届出が必要のないものがございますが、原則として市政情報室に届出をしてもらうことになっております。そして市

政情報室は目録という形で市全体の個人情報を取り扱う事務について公表しているところ
でございます。

実際に令和元年度における個人情報を取り扱う事務の届出状況がこの表でございます、
令和元年度末時点で市政情報室に届け出されている個人情報取扱事務の件数は、次のペー
ジになりますが、2,003件でございます。

次に、(2) 開示請求の件数とその処理状況です。先ほどは公文書の開示請求について
ご説明いたしましたが、こちらは個人情報の開示請求です。つまり、市に対して自分の個
人情報を開示してほしいという請求になります。

その個人情報開示請求の件数といたしましては、その表に記載のとおり、令和元年度は
合計で86件の請求がございました。なお、平成30年度は77件でございましたので、
若干増えたというような状況でございます。

そのうち、処理件数といたしましては97件でございます、そのうち全部開示決定し
たものが26件、部分開示決定したものが29件、不開示決定は22件ございますが、2
2件は、全て請求はあったけれども対象情報はありませんといった不存在などを理由とす
るものでございます。なお、取下げは20件ございました。

開示請求の具体的な内容につきましては、運用状況報告書の137ページから144ペ
ージまでのところでお示ししておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

次に、5ページに参りまして(3) 訂正請求の件数でございます。こちらは開示を受け
た個人情報を見て、この情報は事実と異なっているといった場合に市に対し訂正を求める
請求ですが、令和元年度においてはございませんでした。

次に、(4) 利用停止請求の件数でございます。こちらは千葉市において個人情報保護
条例に違反した個人情報の取扱いがなされているというような場合に、その個人情報の主
体である本人から利用停止や削除を求めるといった請求になりますが、令和元年度におい
ては、そういった請求はございませんでした。

次に、(5) 審査請求の件数です。情報公開と同じように個人情報開示請求に対しても、
その決定に不服がある場合には審査請求を行うことができることとされております。この
件数でございますが、平成30年度からの継続案件として6件、また、令和元年度に新規
で出された案件として1件でございました。

その処理状況といたしましては、令和元年度末時点で、裁決済みが5件、審査請求自体
が取下げとなったものが1件、実施機関において検討中のものが1件でございます。

最後の実施機関において検討中の1件についてですが、こちらにつきましては、本日、
実施機関から諮問書の提出があり、これから審査会にて諮問するというような状況でござ
います。こちらは資料5-1、運用状況報告書では145ページに内容が記載されてお
ります。

次に、（６）個人情報保護審査会の運営状況になります。こちらは令和元年度における個人情報保護審査会の運営状況でございまして、会議は１回ございました。諮問の件数は平成３０年度からの継続案件として１件ありまして、諮問に係る処理状況といたしましては答申が出ており、裁決まで終わっております。

次に、（７）簡易な手続による開示の実施状況についてでございます。こちらは一定の個人情報について、あらかじめ告示することによって、より簡易な方法により開示を求めることができる制度でございます。

教育委員会の高等学校における入学試験の得点や調査書などについて実施しておりまして、５ページから６ページにかけての表に記載したとおり、簡易開示がございました。表には記載されておきませんが、対象者数が約３，８００人、そのうち実際に利用した方が約１，７００人、４１．１％の方がこの簡易開示を利用したというところでございます。

次に、（８）と（９）でございますが、こちらは先ほど情報公開でもご説明いたしました指定管理者と出資等法人に関するものでございます。こちらにつきましても市と同じように措置を講ずるとされておりまして、個人情報開示の制度が設けられているところでございます。

令和元年度につきましては、千葉県休日救急診療所に関して指定管理者である公益財団法人千葉県保健医療事業団に対して３件の開示申出があり、全部を開示したところでございます。

出資等法人に対する個人情報開示申出はございませんでした。

最後の３番、この審議会の運営状況になります。令和元年度の本審議会の運営状況は２回で、昨年７月２３日と今年１月９日に開催されました。

概要といたしましては、個人情報の本人収集の原則の例外、条例上、個人情報は原則として本人から収集することになっておりますが、例外の一つとして、審議会にあらかじめ意見を聞くことによって本人外収集できる場合が類型化されておりまして、ドライブレコーダーによる収集を類型に追加することについて諮問・審議していただきました。また、本日も議題となっておりますが、特定個人情報保護評価の再実施、具体的には個人市民税、固定資産税、介護保険、これら三つの事務について諮問、審議をしていただきました。さらに、先ほども報告案件としてございましたが、オンライン接合についての報告のほか、この場での報告と同じように、昨年度も前年度の運用状況の報告をしたところでございます。

千葉県公告につきましては以上でございまして、次に７ページでございます。こちらは個人情報の本人外収集についての報告でございますが、先ほど、審議会の意見を聞いた上で類型化されているものがあると申し上げましたが、それらについては、その内容の実績を報告することという答申がありますので、これについて報告するものでございます。

令和元年度、この類型に該当する本人外収集といたしましては、7ページから8ページに記載したとおりでございまして、栄典、表彰等の選考や、各種申請・届出等、また、防犯カメラ、ドライブレコーダー、こちらは令和元年度新たに設置したものでございますが、この表に記載のとおりでございます。

続きまして9ページに参ります。本人外収集と同じように個人情報の目的外利用、目的外提供につきましても、原則として禁止されておりますが、例外の一つとして審議会の意見を聴くことによって目的外利用、目的外提供することができるという規定となっております。

こちら審議会において一定の類型に該当するものは、目的外提供してよい、ただし、その実績を報告するよという答申を頂いておりますので、その報告という形になります。令和元年度は栄典、表彰等の選考、弁護士法に基づく提供ということで、9ページから10ページにかけて記載されたものにつきまして、目的外の利用や提供を行ったということでございます。

運用状況の報告については以上でございます。

(本澤会長) ただいま事務局からの報告の内容につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(立花委員) 今、ご説明いただいたドライブレコーダーのところに、録画内容に「車両外及び車内」とあるかと思いますが、一番下が「車内外」とあるのですけれども、これはどういうことですか。

(山崎市政情報室長) 記載誤りでございまして、車両外部でございます。

(本澤会長) その他、何かございますか。

(なし)

(本澤会長) では、この件は以上といたします。

◆その他

(本澤会長) その他、何か事務局からございますか。

(高橋市政情報室主査) まず、特定個人情報保護評価についてですが、先ほどの再委託の部分の確認結果については、委員の皆様へご報告いたします。また、この後の部会で意見を頂戴いたしまして、修正等を反映した評価書の案を8月に住民意見聴取にかける予定でございますが、この評価書案につきましては、部会の委員以外の委員の皆様にもメールにて送付させていただきたいと思っております。

次に、本日の会議の議事録の確定方法でございますが、後日、事務局で議事録(案)を作成しまして、委員の皆様へお送りいたします。ご意見を頂戴いたしまして、ご意見を基

に修正案を作成いたしますので、その確定につきましては、会長に一任していただく形でお願いしたいと存じますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

(本澤会長) 市民意見募集にかける評価書案の扱いと議事録の確定について事務局から説明があった内容でご承知おきいただきたいと思います。

それでは、本日予定していた議事は以上となりますので、以上をもちまして第25回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。

(宮本総務部長) 本日は、慎重に審議していただきありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。